

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正)

第四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を第五条とし、第二条の二を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の二、第三十九条の下に「及び第三十九条の十一」を加え、同条を第二条とする。

(特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令の一部改正)

第五条 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成七年政令第二百五号)の一部を次のように改正する。

表第十三条の三第四項の項中欄中「及び第五十条」及び「及び書類の提出」を削り、同項下欄中「特許法第五十条」を削り、同表第五十条の二の項中欄及び下欄中「第十三条の三第四項」の下に「第四十八条の十三第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

第六条 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第三百九十八号)以下「平成十五年改正政令」という。の一部を次のように改正する。

附則第二条を附則第四条とし、附則第一条の次に次の二条を加える。

(特許法等関係手数料令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 特許法等の一部を改正する法律附則第二条第二項に規定する一部施行日(以下単に「一部施行日」という。)前にした特許出願一部施行日以後にする特許出願であつて、特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)第四十四條第二項(同法第四十六條第五項において準用する場合を含む。)の規定により一部施行日前にしたものとみなされるもの(以下「一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。)を除く。に係る手数料については、第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令第一条第二項の表第一号から第四号まで及び第六号並びに附則第三項の規定は、なおその効力を有する。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 特許法等の一部を改正する法律第七條の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)以下「旧大学等技術移転促進法」という。第十二條第一項の認定を受けた者が一部施行日前に譲渡を受けた国立大学における技術に関する研究成果に係る国有の特許権若しくは実用新案権(以下「特許権等」という。)若しくは特許を受ける権利若しくは実用新案登録を受ける権利(一部施行日前にした特許出願(一部施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。又は一部施行日前にした実用新案登録出願(一部施行日以後にする実用新案登録出願であつて、実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)第十条第三項の規定又は同法第十一条において準用する特許法第四十四條第二項の規定により一部施行日前にしたものとみなされるものを除く。))に係るものに限る。以下「特許を受ける権利等」という。又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、第六條の規定による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(以下「旧大学等技術移転促進法施行令」という。)第三条から第六條までの規定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。

2 旧大学等技術移転促進法第十三條第一項の認定を受けた者(同項に規定する試験研究独立行政法人(以下単に「試験研究独立行政法人」という。))における技術に関する研究成果についてその活用を行おうとする民間事業者に対し移転する事業を行う者に限る。が一部施行日前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における技術に関する研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料又は手

料については、旧大学等技術移転促進法施行令第三条から第六條までの規定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。

いて納付すべき特許料若しくは登録料又は手数料については、旧大学等技術移転促進法施行令第三条から第六條までの規定は、一部施行日以後においても、なおその効力を有する。

(平成十五年改正前の特許法等関係手数料令の一部改正)

第七條 平成十五年改正政令附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十五年改正政令第五条の規定による改正前の特許法等関係手数料令の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第百九十五條第二項」の下に「(特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第七十九号)第四条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(以下「平成十六年改正特例法」という。))第三十九條の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。」を加え、同項の表第六號の項下欄中「四百円を加えた額」の下に「平成十六年改正特例法第三十九條の三に規定する特定登録調査機関が交付する平成十六年改正特例法第三十九條の二の調査報告(以下「調査報告」という。)を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき五万六千円に一請求項につき千二百円を加えた額」を「国際調査報告を作成した国際特許出願」の下に「であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたもの」を加える。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第六條の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の実用新案法施行令第一条の規定は、この政令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この政令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

経済産業大臣 中川 昭一
内閣総理大臣 小泉純一郎

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第七号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。
ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成七年政令第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十七年三月三十一日」を「平成十七年九月三十日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎
外務大臣 町村 信孝

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成十七年一月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第八号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令
内閣は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第二条第五号ただし書及び第六條第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第五号ただし書の政令で定める犯罪事件)

第一条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(以下「法」という。)(第二条第五号ただし書の政令で定める犯罪事件は、次に掲げるものとする。

一 国税又は地方税の犯罪事件
二 証券取引又は金融先物取引の犯罪事件